

特別養護老人ホームの入所申込者等の実態調査に関する実施要領

令和3年7月

1. 調査の目的

- (1) 特別養護老人ホームの入所申込者に関する県民等への情報提供
- (2) 各施設における入所判定のための情報把握と適正な実施
- (3) 各市町村（圏域）における中長期的な介護保険事業運営のための実態把握の強化

2. 調査方法等

(1) 調査日等

当面、年2回（1月1日現在、7月1日現在）のペースで調査を実施し、状況に応じて見直しを行うこととする。

(2) 実施内容

1) 施設

ア 調査項目

①特別養護老人ホームへの入所希望者の状況把握

平成19年7月末現在の調査状況を基本数値とし、「施設の管理台帳」により入所申込者一覧表の加除・修正を行う。

○新規登録者を申込希望施設で割り、新たに追加する。

(例) 入所申込者数のカウント方法

申込施設数	1施設	2施設	3施設	4施設
入所申込者数	1人(1÷1)	0.5人(1÷2)	0.33人(1÷3)	0.25人(1÷4)

○減については、新聞による情報収集や関係市町村に確認の上、修正を行う。

※1 調査毎に、被保険者等へ確認の電話連絡は不要とし、各施設が独自に定めた台帳の加除修正方法により、適正な数値を報告することとする。

(例) A施設 年1回、電話や葉書により希望を確認し、管理台帳を修正。

B施設 年2回、電話により希望を確認し、管理台帳を修正。

○ 不明者については、削除することとする。

○ 要介護1及び2については、特列入所に該当する者のみ記載すること。

※入所希望者の管理台帳については、できるだけ情報更新を行い、申込み実態の把握に努めて頂きますようご協力よろしく申し上げます。

②在宅申込者のうち、短期入所生活介護の利用者の状況把握

①の入所希望者のうち、調査日時点で当該施設に併設する短期入所者生活介護利用者がいれば、該当者の被保険者番号を調査票に記載すること。

(例) 松江太郎さんが、特別養護老人ホーム3施設（A・B・C）を申し込み、短期入所者生活介護1事業所（A）を利用している場合。

	特養の入所申込	短期の利用	備考
A施設	0.33人	→ A事業所 1人	※調査日時点において、短期はA施設のみを利用していることから、A施設のみ回答。
B施設	0.33人	—	
C施設	0.33人	—	

③過去1年間の特養の退所・入所の状況把握、入所判定委員会の実施状況

ア) 調査時期

1月調査分 前年の1月1日～12月31日

7月調査分 前年の7月1日～調査年の6月30日

イ) 調査内容

○退所・入所の人数

○判定委員会の開催の有無、回数、開催時期

イ 提出方法

①施設が所在する市町村へ様式を提出。

○様式1-1 (所在市町村の被保険者の一覧)

○様式1-3 (県外その他市町村の被保険者)

※様式1-3について、県外の市町村への電話確認及び送付は必要ないので、施設が所在する市町村へ様式1-3を送付すること。

②島根県内の該当市町村(①を除く市町村)へ様式を提出

○様式1-2を関係市町村毎に(県内その他市町村の被保険者)送付する。

2) 施設の所在市町村

ア 集計等

①様式1-1の内容を確認し、必要に応じて修正を行うこととする。

※報告のあった被保険者について、市町村の被保険者の一覧から死亡等を確認するなど、必要に応じ修正を行う。

②様式1-2(県内その他市町村被保険者)を他市町村から受理後、加算する。

③様式1-3(県外その他市町村の被保険者)を施設から受理後、加算する。

イ 報告

①様式2へアの集計結果を転記し、県・広域保険者に提出する。

3) 県内その他市町村

ア 様式1-2を受理後に、報告のあった被保険者について、市町村の被保険者の一覧から死亡等を確認するなど、必要に応じて数値を修正し、様式3を2)施設の所在市町村へ送付する。

なお、2)施設の所在市町村は、施設から提出のあった様式1-1で、上記の送付の有無を確認し、送付がない場合は、該当市町村へ連絡することとする。

(3) 報告期限と情報公開

	調査時期	施設→市町村	市町村→県・広域	県情報公開
1月調査分	1月1日現在	1月31日	2月28日	3月以降予定
7月調査分	7月1日現在	7月31日	8月31日	9月以降予定

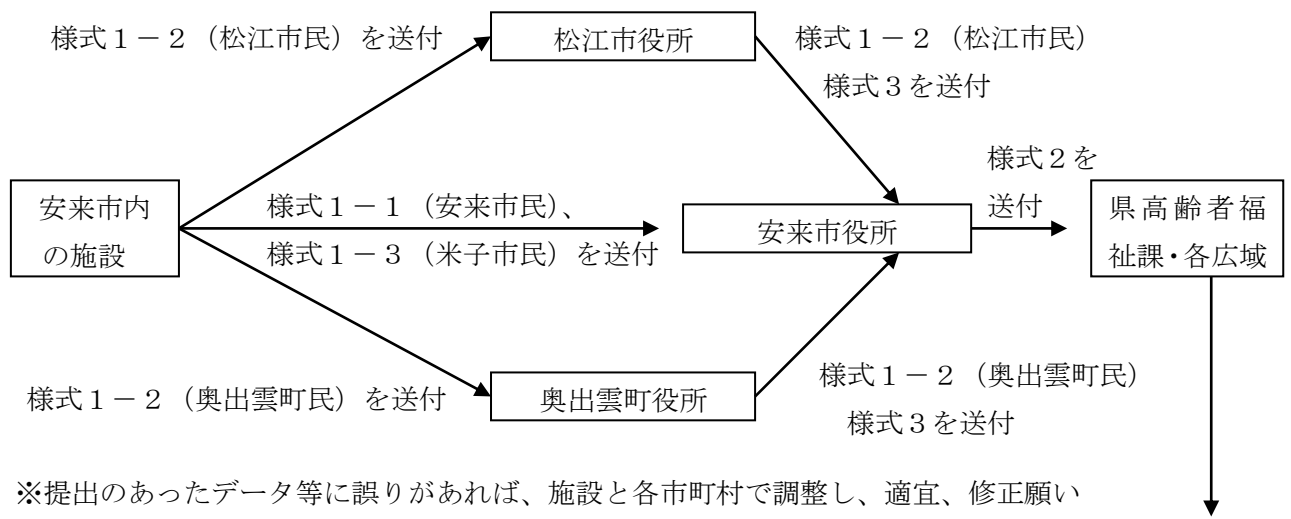
※県情報公開は情報が集まり次第、速やかに行う場合もある。

3. 書式等

県高齢者福祉課ホームページの以下のページに掲載する。

介護保険【事業者向け】 > 施設サービス > 特別養護老人ホーム

(参考資料)



※提出のあったデータ等に誤りがあれば、施設と各市町村で調整し、適宜、修正願います。